N	o. ‡	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
		活援護理課	228-7412	令和5年度生活保護情報システ ム改修業務	北日本コンピューター サービス株式会社	7,796,800		本業務は、現在使用している生活保護情報システム「ふれあい」と中国残留邦人等支援給付サブシステム(以下合わせて「既存システム」という。)を令和5年度生活保護基準額改定等に対応するために、改修するものである。既存システムの通常稼働を妨げることなく改修するためには、当該システムについての詳細な設定や構成についての知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。仮に既存システムについて詳細な知識を有しない者が本業務を履行した場合、保護費の算定誤りなどの恐れがあり、生活保護受給者の最低生活を保障するといった制度の目的を達成することができない。以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、既存システムを開発した北日本コンピューターサービス株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
	介課	護保険	228-7513	介護保険システム改修業務(納 入通知書文言修正)	株式会社日立製作所 関 西支社	7,207,596	R5.8.10	本業務は、現在使用している各種『納入通知書』の記載項目について、法令に規定されている「被保険者住所」「被保険者性別」「被保険者生年月日」の3項目を追加するためのシステム改修である。 既存の介護保険システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく当該改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。 仮に当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

3	医療年金課	228-7375	保険年金電算システム改修業務	株式会社日立製作所 関 西支社	7,343,325	R5.8.2	既存の保険年金電算システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなくシステム改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。仮に、当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、国民健康保険・公費医療助成制度・国民年金に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。	1者随契	
4	医療年金課	228-7375	後期高齢者医療電算システム改修業務	株式会社日立製作所 関 西支社	4,268,484	R5.8.24	議等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 当該業務は、介護保険法の規定を準用している特別徴収に関する通知文書等に、本来記載するべき、被保険者の「生年月日」、「性別」及び「住所」の3項目を追加し、法令どおりの内容を記載した通知文書を発行できるようにするために、既存の後期高齢者医療電算システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなくシステム改修を実施することを目的としている。 当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。仮に、当該システムにかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあり、また、処理の誤りが発生した場合、各業務の遅延、窓口対応の等が発生し、後期高齢者医療制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

5	衛生研究 所	238-1848	衛生研究所液体クロマトグラフ質 量分析計点検業務	クロマトサイエンス株式会 社	1,411,850	R5.8.30	当該業務は、水質汚濁防止法・水道法・食品衛生法等に基づき、環境水・水道水・食品等の残留農薬等を検出する液体クロマトグラフ質量分析計の機能維持を図るため点検を行うものである。液体クロマトグラフ質量分析計は精密測定機器であり、各製造メーカーが分析方法等において独自の技術を駆使し開発、製造されているため、各メーカーとも異なる部品等が使用されている。このため、当所の保有する液体クロマトグラフ質量分析計についても点検に使用する部品やコンピュータのプログラム等は他社との互換性はなく、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用する必要がある。このノウハウは、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用する必要がある。このノウハウは、製造メーカーより販売店証明(技術保証)を受けた販売店しか利用することが出来ない。加えて当該機器は設置の際、既設の排気ダクトや特殊ガス配管、窒素製造装置などと接続させた上で性能の確認、検収を行っており、これらの設置状況を熟知した設置業者でなければ、機器に対し重大な障害を生じさせる恐れがある。仮に株式会社エービー・サイエックスより販売店証明を受けていない業者が本業務を履行する場合、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用できないことでその機能が維持できず、検査結果の信頼性確保が困難になることや、当該機器と特殊ガスや電源等との接続に関する重大な障害により機器が故障し検査ができなくなることで、市民の健康の安全・安心に影響を及ぼす恐れがある。以上より、本業務を履行できるのは、製造メーカーである株式会社エービー・サイエックスから販売店証明を受けており、かつ当所の設備環境に合わせた当該機器の設置状況を熟知した設置業者であるクロマトサイエンス株式会社のみであることから、当該業者と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
---	-----------	----------	-----------------------------	-------------------	-----------	---------	---	------	--